

高松市・国分寺町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高松市及び国分寺町（以下「1市1町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、高松市・国分寺町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市1町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市1町の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市1町の長が協議し、次条第1項の規定による委員のうちから、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、次の者をもって充てる。ただし、第 6 条第 1 項の規定により
会長に選任された者については、委員となることができない。

(1) 1 市 1 町の長及び助役 (複数の助役を置く場合にあっては、長が指名
する助役 1 人)

(2) 1 市 1 町の議会の議長及び副議長

(3) 1 市 1 町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者各 4 人
以内

(4) 1 市 1 町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者各 3 人以内

2 前項に定める者のほか、必要に応じて 1 市 1 町の長が協議して定めた者を
委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 委員の総数の 3 分の 1 以上の委員が会議の招集を請求したときは、会長
は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ
委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に
定める。

4 会長は、必要に応じて 1 市 1 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は
助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員
会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定め
る。

(幹事会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

3 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、1市1町の長の協議により、1市1町がそれぞれ負担する。

(監査)

第 1 5 条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が
会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行する。